



はい！こちら消費生活センターです

「定期購入」トラブル急増！

「最終確認画面」をチェックしましたか？

通信販売での「定期購入」に関する相談が本センターでも引き続き多く寄せられています。本センターでの事例では『スマホでお試しクリームを一度試そうと購入し、その時に定期購入コースを申込んでいないことを確認していたが、すぐに、2回目を送るとメールが届いた。定期コースではないと連絡し、了承されたのに請求があるのはおかしいのではないか？』などの相談がありました。このようなトラブルは、高齢者の方に多くみられ、健康食品と化粧品等について発生しています。インターネット通販には、クーリング・オフ制度はなく、返品可否や条件については、事業者が決めた返品特約に従うことになります。「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日を含めて8日以内なら、消費者が送料を負担し返品できます。広告で「お試し」「初回限定〇%オフ」、「解約可能」とお得感が強調されていても、「注文確定」をクリックする前に最終確認画面で必ず以下のことを確認しましょう。

○1回限りの購入？継続的な購入？

○継続的な購入の場合、回数は？解約しないとずっと続く？

○継続的な購入の場合、総額や一定期間での支払額は？

○解約方法・条件や返品方法・条件は？

○支払時期や引渡時期は？

* 上記の契約条件が記載されている画面は、スクリーンショットで保存しましょう。

不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

相楽消費生活センターは

4月28日より京都府木津総合庁舎に仮移転します

(住所:木津川市木津上戸18番地1)

消費生活の相談や苦情はお気軽に相楽消費生活センターへ（電話又は来所）

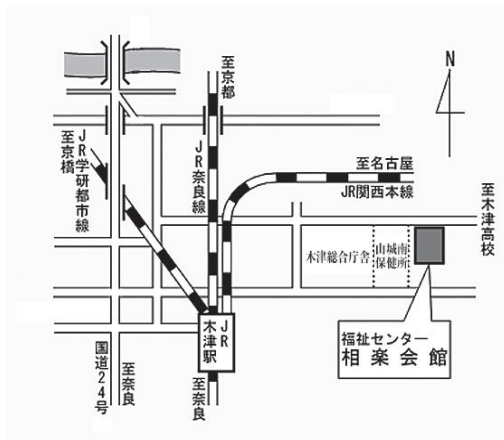
☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は無料です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時



相談すれば 楽になる